

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律施行条例の一部を改正する条例案  
平成29年（2017年）2月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律施行条例の一部を改正する条例

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

(1) 第162条に次の1項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(2) 第163条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入からその事業に必要な経費（利用者に支払う賃金の総額を除く。）を控除した額に相当する金額が、当該賃金の総額以上となるようにしなければならない。

(3) 第163条に次の1項を加える。

6 賃金及び第3項に規定する工賃については、原則として、自立支援給付による収入をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(4) 第167条の次に次の1条を加える。

（運営規程）

第167条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程

を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 利用定員
  - (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
  - (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第163条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
  - (7) 通常の実業の実施地域
  - (8) サービスの利用に当たっての留意事項
  - (9) 緊急時等における対応方法
  - (10) 非常災害対策
  - (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
  - (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (13) その他運営に関する重要事項
- (5) 第168条中「から第90条まで」を「、第87条、第89条、第90条」に、「第168条において準用する第88条」を「第167条の2」に改める。
- (6) 第321条の次に次の1条を加える。

（運営規程）

第321条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

- (6) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第325条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

(7) 第324条に次の1項を加える。

- 3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(8) 第325条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入からその事業に必要な経費（利用者に支払う賃金の総額を除く。）を控除した額に相当する金額が、当該賃金の総額以上となるようにしなければならない。

(9) 第330条中「から第292条まで」を「、第290条、第292条」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### （理 由）

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、指定就労継続支援A型事業所等の運営に関する基準について所要の改正を行うため、本案を提出する。